令和元年(ワ)第3338号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求事件

原告 半澤一宣 被告 西日本旅客鉄道株式会社 他 2 名

準備書面(その12)(被告ら共通)

2021(令和3)年2月14日

東京地方裁判所 民事第16部 御中

原告 半澤一宣

この準備書面(その12)では、訴状に記した請求の趣旨の1(喫煙ルーム廃止請求)に係る以下の3項目について記します。但し、関連する範囲で請求の趣旨の2(損害賠償請求)に係る内容に言及した箇所もあります。

- 1.訴状で記した「違法な不作為の差し止め」についての補足説明
- 2.被告らが提出した【準備書面(3)】への反論
- 3.その他(被告らに訴訟遅延行為が疑われる問題について)

1.訴状で記した「違法な不作為の差し止め」の意味についての補足説明 2020(令和2)年11月26日に開かれた弁論準備手続の席で、担当裁判官から詳細を質問された標記の件について、補足説明します。

これは、小中学生向けに噛み砕いて説明するならば、

「JR(被告ら)が、やるべきことをいつまで経ってもやらないままでいるのは違法だから、裁判所から、JRに、やるべきことをやるよう(やらないままでいるのをやめるよう)命令してください」

と言うことです。

そして、ここで言う「被告らがやるべきこと」とは、

「三次喫煙を含む受動喫煙の防止のため新幹線列車内の喫煙ルームを全廃すること」です。

これらを踏まえたうえで、原告は、上に記した「やらないままでいるのをやめるよう命令」することを、訴状で「(違法な)不作為の差し止め」と表現したのです。

- 2.被告らが提出した【準備書面(3)】への反論
- (1) 被告らがガイドライン遵守に固執し、現に発生している受動喫煙(三次喫煙)の防止 の必要性を否定している問題
 - この準備書面で被告らが主張しているのは、要旨、

「被告らは、厚生労働省令が定めるガイドライン (注1)を遵守しているから、現に 『三次喫煙』が発生していてもその防止策を講じるべき法的義務は存在しない」 ということだと思われます。

しかし、被告らのこのような主張は、ガイドラインを守ることそれ自体が目的と化し、本来の目的であるべき(三次喫煙を含む)受動喫煙の防止の必要性を顧みないものであり、健康増進法の趣旨を履き違えた、本末転倒な主張だと指摘せざるを得ません。

喫煙ルームを設置した営業列車内(乗客を輸送中の列車のこと)で三次喫煙が発生している事実があることは、禁煙推進学術ネットワーク発出の要望書(注2)が、科学的根拠データを示した上で繰り返し指摘しています。

そして被告らは、これらの要望書を受領していたことを2020(令和2)年1月20日付の

注1 厚生労働省健康局長が2019 (平成31)年2月22日付・健発0222第1号として発出した「『健康増進法の一部を改正する法律』の施行について(受動喫煙対策)」のことだと思われます。被告らが【乙2~4号証】で示した喫煙ルームの標識などは、すべてこの通知に掲載されている物と同じだからです。

https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000483545.pdf

注2 例として、被告JR西日本宛【甲1号証】の4頁に掲載の図「のぞみN700、喫煙室からの漏れの確認とその原因」「喫煙終了後にも呼出されるタバコ煙の粒子状成分」「喫煙終了後の呼気からタバコ煙検出」、および【甲3号証】の3頁「図4.喫煙後の呼気に含まれるガス状物質」。

[【]甲1号証】と同じ図は、被告JR東海宛【甲11号証】の4頁にも掲載。 また【甲3号証】と同じ図は、被告JR西日本宛【甲5号証】の3頁、【甲7号証】の 4頁、被告JR東海宛【甲13号証】の3頁、【甲15号証】の3頁、【甲17号証】の4頁、 被告JR九州宛【甲21号証】の2頁、【甲23号証】の3頁、【甲25号証】の3頁にも、 それぞれ掲載しています。

答弁書で認めており、かつ被告らは、これら一連の要望書に対する回答書(注3)において「喫煙ルームがある営業列車内で三次喫煙が発生している事実は無い」旨の反論を一度も行っていなかったのですから、被告らは、喫煙ルームを設置した営業列車内で三次喫煙が発生している事実があることを、既に科学的・客観的事実として認めているものと理解すべきです。

もしも被告らに、同ネットワークからの指摘に対して何らかの異議があったのだとした ら、その時点で反論する回答書を出していなければおかしいからです。

つまり、原告が【甲2号証】などとして示した被告らからの一連の回答書(で三次喫煙の問題に係る反論を何も記していないこと)こそ、被告らが、喫煙ルームがある列車内で三次喫煙を含む受動喫煙ひいては乗客に健康被害が発生している事実があることを認めていることを示す、動かぬ証拠であるわけです。

したがって、被告らは、新幹線列車内で喫煙ルームの存在に起因する三次喫煙ひいては 乗客の健康被害が発生していることを認識しているにもかかわらず、【準備書面(3)】では その防止に努めるべき義務は無い、すなわち、

「**喫煙ルームに起因する三次喫煙 = 乗客の健康被害は放置しておいて構わない**」 と主張していることになる理屈です。

被告らのこのような主張が、健康増進法の第1条で言う「国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図る」との趣旨に違背し、公序良俗や公共の福祉にも反する違法かつ不当なものであることは明白です。

別の問題として、被告らが、同ネットワークから喫煙ルームの存在に起因する三次喫煙の発生について繰り返し指摘を受けていたときには何も異議を唱えず指摘を無視していた一方で、本件訴訟を提起された途端に異議を主張し始めたのは、これまで長年にわたり三次喫煙に起因する健康被害を強いられてきた新幹線利用者に対する真摯さや誠実さのかけらも感じられない、身勝手な対応方以外の何物でもありません。

被告らは、このような振る舞いが被告らひいてはJRグループ全体の社会的評価を自ら 貶めるものでもあることを、自覚し反省すべきです。

(2) 受動喫煙の定義に係る被告らの解釈(国語力)についての問題また被告らは、この準備書面において、

なお被告らが【乙2~4号証】に掲載した喫煙ルーム付近の気流測定結果は、各社の車両基地で乗客が1人もいない非営業の車内で行ったものです。したがって、乗客が喫煙ルームで喫煙を終えた後、肺の中に残留したタバコ煙を客室へ持ち込み、そこで呼吸と共に吐き出す(これが三次喫煙が発生するメカニズムです)際の呼気に含まれるタバコ煙の濃度までは測定していません。ですから【乙2~4号証】は、たばこを吸わない乗客が三次喫煙にさらされていないことの立証にはなっていないため、この意味においては証拠として無効とするべきです。

また上に記した気流測定結果が、営業列車内では乗客が喫煙ルームへ出入りする際に発生する気流の乱れに伴いタバコ煙が喫煙ルーム外へ流出する現象が発生する問題を無視している点で科学的に間違っている(この測定結果をもって被告らが受動喫煙の防止に努めていることを示す証拠としては認められない=証拠として無効である)ことは、原告が【準備書面(その4)】の4~6頁で指摘したとおりです。

注3 被告 J R 西日本からの【甲 2・4・6・8 号証】 被告 J R 東海からの【甲12・14・16・18号証】 および被告 J R 九州からの【甲22・24・26号証】

「原告が指摘している『三次喫煙』とは健康増進法で言う「受動喫煙」とは別物だから、被告らにはその防止に努めるべき法的義務は存在しない」

とも主張したいようです。

しかし日本語を正しく理解できる国語力を身につけた人であれば、上に記した被告らの 主張が、見当違いも甚だしい非常識なものであることは、容易に理解できます。

原告が2020(令和2)年11月8日付の【準備書面(その8)】の【注1】で指摘したのは、 以下のようなことです。

まず、健康増進法第28条の3で定める「受動喫煙」の定義とは、

「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること」 というものです。

また、一般的な意味で言う「受動喫煙」と原告が問題にしている「三次喫煙」との違いは、「人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされる」のが、前者では当該喫煙行為と同時だが、後者では当該喫煙行為が終了してから数分のタイムラグ(時間差)があると言う、煙にさらされるタイミングの違いでしかないわけです(注4)。

これらの点を踏まえて健康増進法第28条の3の条文を字面通りに解釈するならば、被告らが主張するような、

「『三次喫煙』は健康増進法第28条の3で定義する『受動喫煙』には該当しない」 旨の解釈が生じる余地が、一体どこにあると言うのでしょうか?

ましてや、健康増進法およびこれに関連する省令・通達などには「『三次喫煙』は健康増進法で言う『受動喫煙』には含まない(除外する)」旨の文言は、どこにも見当たらないのです。

ですから、上に記したタイミングの違いや、注4で記した主流煙と副流煙との違いなどを理由として、被告らが、

「『三次喫煙』は健康増進法第28条の3で定義する『受動喫煙』、すなわち『人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること』には当てはまらない、だからその防止に努めるべき法的義務も無い」

と主張するのは、日本語の解釈として明らかに間違っています。

上に記した被告らの主張は、黒を白と言いくるめようとするのと同様、法の解釈を自分たちに都合のいいよう一方的にねじ曲げ、法の秩序を破壊しようとする利己的・自己中心的な態度として、厳しく非難されるべきものです。

注4 厳密には、一般的な意味で言う「受動喫煙」で吸わされるのは副流煙(たばこの火がついた部分から出る煙)で「三次喫煙」で吸わされるのは主流煙(喫煙者が口にくわえる側から出る煙)だと言う違いもありますが、健康増進法第28条の3にはこの両者を区別したり、どちらか一方を除外したりする旨の文言は無く、また両者とも同条で言う「他人の喫煙によりたばこから発生した煙」であることに変わりはありません。ですから主流煙と副流煙のいずれも、他人がさらされる(吸わされる)のを防止すべき対象であることは明らかであり、この意味でも被告らの主張は法律の条文(=日本語)の解釈として間違っているのです。

なお、もしも被告らが、ここで記した主流煙と副流煙の違いを争点に挙げ、反論する書面を提出するための猶予期間を請求した末に【準備書面(3)】のような分量・内容の書面を提出するようなことがあった場合、被告らの行為は本件訴訟の進行をいたずらに遅延させる(裁判所が原告勝訴の判決を出すのを妨げる)のが目的の、訴訟妨害的な行為として世間から非難されてもやむを得ないことを、肝に銘じておくべきです。

- (3) 結論:公共交通機関における公衆衛生上の不備の放置を正当化する被告らの主張こそ 反社会的で失当
- 以上のことから、もしも【準備書面(3)】で記した被告らの主張が認められたとしたら、 「新幹線の利用者が、現に喫煙ルームの存在に起因する三次喫煙や、更にはこれに 起因する健康被害を受けている現状を、変更する必要は無い」 すなわち、

「新幹線の利用者が乗車中に健康被害に遭っても知りません、我慢してください」 と言う話になってしまう理屈です。

これは公共交通機関(公共施設)における公衆衛生上の不備を是正すべき、施設管理者 (被告らが言う管理権原者)として当然の責務を怠り、今後も当該不備を放置し続けると いう不作為を、一方的に正当化しようとするものに他なりません。

それが受動喫煙の防止を目指す健康増進法の趣旨に違背したものであるだけでなく、新幹線という社会の公器を運営する事業者としての良識を疑わせる、公序良俗に反し、社会通念的にも受け容れることはできない態度であり、かつ公共の福祉 = 公益に反する反社会的な姿勢でもあることは、ここで原告が指摘するまでもなく明らかなことです。

そもそも、三次喫煙を含む受動喫煙について、新幹線の利用者(乗客)に対して「我慢してください」と受忍を強いる被告らの姿勢のどこが(健康増進法の第25条と第26条で定める)受動喫煙の防止に「努めている」姿勢だと言えるのでしょうか?

要するに、被告らが【準備書面(3)】で主張しているのは、2020(令和2)年11月26日の 弁論準備手続の席で原告からの求釈明(注5)には応じない(拒絶する)旨の回答をしたの と同様、民法第1条の2で定める、いわゆる「信義誠実」の基本原則に反した自らの不法 行為を正当化しようとする、人の道に反したものなのであって、被告らのこのような主張 こそ失当なものとして厳しく非難・糾弾されるべきです。

よって原告は、裁判所に対して、被告らの主張をすべて退け、すみやかに新幹線列車内の喫煙ルームを全廃するよう命じる判決を出すことを、重ねて求めます。

注5以下の3項目のことです。

2020(令和2)年2月14日付【準備書面】の4頁に記載

「被告らが、今後も新幹線列車内に喫煙ルームを存置し続けても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に係る努力義務を定めた健康増進法第25条には違反しないと考える理由について」

同年3月23日付【準備書面(追加分)】の1頁に記載

「在来線(新幹線以外の線区)では夜行寝台列車を除く全列車で完全禁煙を実施している一方で、なぜ東海道~山陽~九州新幹線だけは喫煙ルームを存置し、すなわち全面禁煙化に踏み切らなくても、三次喫煙を含む受動喫煙の防止に努めている(健康増進法第25条に違反していない)と言えるのかについて」

同年7月13日付【準備書面(その5)】の7頁に記載

「車掌が激高した側(喫煙客)に従うのであれば、原告も次からは冷静に振る舞うのを止め声の大きさを競わなければ損をするという話になり、列車内の秩序(静穏)を保てなくなってしまいます。JR西日本を含む被告らは、それでもよいと考えているのでしょうか?」などについて

被告らのこれらの求釈明拒否それ自体も、民法第1条の2で定めるいわゆる「信義誠 実」の基本原則に反した不法行為であることは明らかです。

3. その他(被告らに訴訟遅延行為が疑われる問題について)

被告らは、昨年11月26日に開かれた弁論準備手続の席で、原告が言う「三次喫煙」について反論する書面を提出したい旨の意向を示し、その提出期限として本年1月末まで約2ヶ月間の猶予を請求していました。

原告は、年末年始を挟むとは言え約2ヶ月もの準備期間を請求したからには、被告らは 例えば【乙2~4号証】のような科学的根拠データや学識経験者の意見書などを添付し、 相応の内容を盛り込んだ書面を用意してくるのではなかろうかと、予想していました。

ところが今回提出された【準備書面(3)】は、表紙に相当する1頁目を除いた本文が1頁強、文字数で言えば約870字(400字詰原稿用紙に換算すれば2枚強)と言う分量の少なさで、科学的根拠データなどの添付もありませんでした。

被告らの訴訟代理人弁護士が本件訴訟以外にどのような案件を幾つ掛け持ちしているのかは不明ですが、今回の【準備書面(3)】のような書面を提出するだけのために2ヶ月もの猶予期間を請求するようでは、本件訴訟の進行をいたずらに遅延させ原告に不快感を与える嫌がらせが目的だったと疑われても、しかたがないのではないでしょうか。

原告も民間企業に勤務しながら、勤務以外の時間で本件訴訟への対応に当たっていますが、今回の【準備書面(3)】くらいの分量・内容の書面なら2日もあれば作成できます。

このような訴訟遅延行為は、裁判所の心証を悪くするだけでなく、被告らの社会的評価を自ら貶めるなど、被告らにとって何の得にもならないものです。

被告らにおかれましては、このことを自覚・反省し、今後は二度とこのような訴訟遅延 行為を行わないよう、慎んでいただきたく存じます。

また裁判所におかれましては、今後、今回と同様の、訴訟遅延が目的と疑われる言動が 被告らにあった場合には、これを認めない訴訟指揮・進行をお願いいたします。

以上